

前市長の倫理基準違反に対する審査請求を受け、 市長等倫理審査会を開催します

昨年11月18日に、前市長に倫理基準違反の疑いがあるとして、市民から審査請求書が提出されました。

この審査請求書は、前市長が市長在職時の平成28年11月18日にも提出されていましたが、その際には前市長の独断で返却したため倫理基準違反の疑いについては一切審査が行われませんでした。

また、この返却行為により精神的苦痛を被ったとして損害賠償（注1）を請求された裁判においても、前市長は故意または過失によって違法に損害を与えたとの判断が示されました。

このような経緯を経て、このたび審査請求書が再提出されました。審査請求書の提出に当たって寄せられた多くの署名に込められた市民の思いと、前市長が辞職の際に本来ならば受付すべきものと自ら認めていた事情を踏まえ、現在、前市長はすでに市長の職にはありませんが、三木市長等倫理条例の趣旨に鑑み、このたび審査会を開催するものです。

- 1 開催日時** 第1回 令和2年1月29日（水）午後6時より
第2回 令和2年2月4日（火）午後3時より
- 2 開催場所** 第1回、第2回いずれも兵庫県民会館 7階会議室
（神戸市中央区下山手通4丁目16-3）
- 3 委員** 市長等倫理審査会 委員 3名で構成
森川 拓 氏 （弁護士）
藤本 秀樹 氏 （税理士）
岡田 順子 氏 （大学准教授）

（注1） 裁判の判決に基づき、市が支払った損害賠償金並びに前市長が公費を費やして虚偽の内容の臨時広報紙を発行した経費は、前市長に求償し、すべて納付されています。

問い合わせ先 三木市総合政策部法務情報課
電話 0794-82-2000（内線 2421）